（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第百四条　［略］

［２・３　略］

４　前項の場合において、金庫は、同項の規定による掲示の内容を当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

（休日の承認の申請等）

第百二十八条　金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

一　［略］

二　令第十二条第三項の規定による掲示及び閲覧に供する措置の方法を記載した書面

２　［略］

３　金庫は、令第十二条第三項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

４　金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するとともに、前項に規定する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一～三　略］

（業務取扱時間）

第百二十九条　［略］

［２・３　略］

４　金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示するとともに、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。

［一～三　略］

５　［略］

（臨時休業の届出等）

第百三十条　金庫は、銀行法第十六条第一項の規定によるその業務の全部又は一部の休止又は再開の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　［略］

二　銀行法第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置の方法を記載した書面

三　［略］

［２・３　略］

４　銀行法第十六条第二項の金庫は、同項の規定による閲覧に供する措置をするときは、前項の期間、当該金庫のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

５　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

６　銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

（金銭債権等と預金等との誤認防止）

第百四条　［同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

（休日の承認の申請等）

第百二十八条　［同上］

一　［同上］

二　令第十二条第三項の規定による掲示の方法を記載した書面

２　［同上］

［項を加える。］

３　金庫は、令第十二条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するものとする。

［一～三　同上］

（業務取扱時間）

第百二十九条　［同上］

［２・３　同上］

４　金庫は、前項の規定による業務取扱時間の変更をするときは、次に掲げる事項を当該事務所の店頭に掲示しなければならない。

［一～三　同上］

５　［同上］

（臨時休業の届出等）

第百三十条　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第十六条第一項の規定による掲示の方法を記載した書面

三　［同上］

［２・３　同上］

［項を加える。］

４　銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

５　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　同上］